

## 前橋家庭裁判所委員会議事要録

1 開催日時 令和元年7月3日(水)午後1時30分～午後3時45分

2 開催場所 前橋地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

足立進委員, 伊藤麻利子委員, 上本哲司委員, 音山若穂委員, 川原武男委員,  
清水直樹委員, 高井篤委員, 平元亨委員, 藤平和吉委員, 舟根登志子委員,  
松本万理子委員, 高野輝久委員(以上12人)

(説明者)

前橋家庭裁判所	新井博陸首席家庭裁判所調査官
同	奥村陽子主任家庭裁判所調査官
同	田中美香主任書記官

(事務担当者)

新井博陸首席家庭裁判所調査官, 鈴木敦雄首席書記官, 松田圭介事務局長,  
小林信男事務局次長, 森谷五月総務課長, 小林とも子総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

テーマ「家事調停における当事者に対する情報提供の在り方について」

- (5) 次回期日の指定等
- (6) 閉会のことば

5 議事経過

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

「家事調停における当事者に対する情報提供の在り方について」

ア 説明「家事調停について」

新井首席家庭裁判所調査官から、家事調停の概要について説明がされた。

イ 説明「前橋家裁の情報提供の取組について」

田中主任書記官から調停事件における前橋家裁の情報提供の取組について説明がされた。

ウ 説明「子の福祉に配慮した調停のために行っている情報提供について」

奥村主任家庭裁判所調査官から、子の福祉に配慮した調停のために行っている情報提供について説明がされ、親ガイダンスのDVDの視聴を行った。

質疑応答

○委員

DVDは調停の初回のときにご覧いただくということですが、大体どのくらいの期間で次回の調停が設けられて、最終的にはどのくらいの期間がかかるものでしょうか。

○説明者

初回で成立する事件もありますが、次回の期日までの間隔はひと月くらいで、3回から5回くらいの期間がかかります。

○委員

そのくらいの期間がかかるのであれば、その間のお子さんに対する配慮という点では、有意義なものであると感じました。

○委員

情報提供の取組のうち、手続書面の交付と、当事者双方立ち会いの下での手続説明というのは、それぞれで説明されている手続の内容は、具体的に違うということですか。それとも共通しているような内容がありますか。

○説明者

共通している部分もあります。当事者に調停手続を十分に理解していただくために、書面の交付や初めの手続の説明を行っています。

○委員

調停の場面で、申立人あるいは相手方のお父さん、お母さんを入れたいとか、内縁関係の人も入れたいというような場合には、一般的には調停室に入れるのでしょうか。あるいは、例外的に入れるようなこともあり得るのでしょうか。

○説明者

原則として、調停室には当事者のみお入りいただくということになります。

○委員

当事者としては、苦渋の選択で、最終手段として調停を申し立てた中で、DVDは改めて子供のことに気づかされる一つのきっかけであり、あとは当事者のそれぞれの解決力、意欲というものに委ねられるところはしようがないとは思いますが、家裁の取組みを知り、報道の役割としてできるものが何なんだろうかと考えさせられました。

○委員長

裁判所の、何かあったら来てくださいという受動的な性質から、裁判所自身が予防的な形でのアピール等はしていないというところがあります。

○委員

DVDの内容については、持ち込まれる問題の当事者の方たちに、それ以上これがひどくならないようにというようなどころを目指して作られており、その点は構造的に医療における三次予防という発想とマッチすると思いました。

今回のテーマは、情報提供のあり方についてですが、例えば、調停を進めていく上での事務手続が円滑になるようにするための情報提供、あるいは、当事者の方たちの立ち居振る舞いが子供さんに悪影響を及ぼさないように、あるいは子供さんという視点を通して、円滑に事が進むようにするための情報提供が目標になっていると感じたのですが、そういう理解でいいのでしょうか。あるいは、ほかに別の目標、目的を持った情報提供のあり方というのを議論してもいいのでしょうか。

○委員長

まさにその辺のところを意識していただけると、ありがたいと思います。

基本的なところは、情報を提供することによって、当事者が自ら紛争解決に向けた行動が主体的にとれるような、そんな形での情報提供ができるのが一番いいのかなというふうに思っています。

あくまでも、調停は裁判所の手続ですけれども、基本は双方の合意でという、そういうところが前面に出るような形での手続の進行ができるのが一番いいのかなと思います。そこで、主体的に考えてもらうためには、どういう情報をどういうふうに提供すればいいのかというのが一番大きなポイントだと思います。

そういう意味で、もともと手続の進め方が分からない人には、手続のやり方

とか進め方について説明する必要もあるだろうと思います。また、先ほど出ましたように、ある程度、解決まで時間がかかるならば、その間、お子さんに対する影響も考えてもらわなければいけないだろうと、そういう形で出てくるだろうと思います。

#### ○委員

調停に来られる当事者の方は、相手といかにうまく、自分に有利な条件で離婚をするかというのが本音で、子供の気持ちを考えるというよりは、自分がまず大事なんですね。そうすると、今見せていただいたようなDVDがあることによって、ああ、子供はこういうふうに感じているのか、お父さんもお母さんも大好きなんだけれども、親が離れてしまったら、どちらかに行ってしまったら、非監護親には会えないんじゃないかとか、そういう気持ちでいるんだよというのを、当事者の方に強く認識していただくことができると思います。

#### ○委員

基本的に、離婚にしても、相続の問題にしても、離婚は協議離婚、遺産分割についても話合いで遺産分割協議書を作る方が多いと思います。しかし、先ほど冒頭で御説明があったとおり、調停件数が増えているということは、自分たちで解決する、自律的なものがだんだん失われてきて、権利意識も高揚している中で、家庭裁判所に持ち込まれる調停案件というのは、離婚にしても相続にしても、かなり葛藤性の強いものということになります。とりわけ、子供の親権をどちらがとるかとか、面会交流をどうするかという案件では、DVDを見て、ああそうか、自分は大変だと思っているけれども、子供も大変なんだ、相手もいろいろ大変なんだなというふうな気づきを与えることが調停の中で行われると、少し余裕が出て話合いの機運が高まるのではないかと思います。

あとは、家事事件手続法が改正され、群馬と東京で別居している当事者の事件について、電話を使った遠隔地の調停もできるようになり、よりよく調停が利用できるという環境になったということがありますので、紹介します。

#### ○委員

福祉あるいは助成等ではさまざまな相談、支援を行っていますが、子ども問題は福祉の中では難しい、不得手なものになると思います。ただ、流れとしては、地域で全て丸ごと相談を完結して、どんな相談でも受け付けるというのが求められていて、調停までいかない部分で子供への対応の相談というのは出てくると思

っています。ですから、今日のDVDなども、様々な相談員、支援等の研修会でも紹介するとか、ホームページ等で掲載されれば紹介して見ていただき、子どもへの相談の中で間接的にアドバイスできる部分もあると思いました。

また、行政で母子家庭等を調査したり、内容等を分析したりすると、日本は諸外国に比べると養育費の支払いが圧倒的に低いといわれています。相談者に理由を聞くと、もう離婚をした、それが精いっぱい、その後顔も見たくない、養育費の支払いはもう二の次で諦めてしまうということで、結局は、子供の貧困、あるいは生活保護に入ってしまうということがあるので、その点では、調停申立てをして、審判手続をすることができるという情報も、福祉の分野で情報提供させていただくこともできると思いました。

○委員

まず、今見たDVDができる前までは、調停委員の方たちが、DVDの内容をこんこんと説明をされたりしていたということなんでしょうか。

○説明者

そうです。

○委員

そうすると、初回にDVDを見せることによって、気づきがあればということで、調停の進行にとっても役立っているということなんでしょうか。

○委員

それはあると思います。誰かが言って気づかせてあげるということで、ああ、自分も親なんだということが再認識され、自分のことだけではない、視野が広がるということになります。調停委員は、最初の手続の説明の中で、中立で、どちらの味方もしませんということを書いて進めるのですが、やはり自分に不利な話になってくると、相手の味方をしていると感じることもあり、そういう意味では、客観的な助言になっているというふうに思います。

○委員

今日のテーマである情報提供ということについてですが、相手がいかに分かるようにお伝えする情報提供というのが大切だなというふうに日々思って、文章を作っていますが、DVDだけでも気づきというものもあるかと思うんですが、さらにいろんなパンフレットとか、こういう場合はこうなりますよとかという資料を作って、それをもとに説明をするという場面はあるのでしょうか。

#### ○委員

例えば、調停の流れについてのファイルがあり、それをお示ししながら、調停が成立するとこういう調書が作られますとか、調書に書かれていることをきちんと守らないと強制執行の対象になりますよというようなことを説明します。養育費などについては、事情の変更があれば変更の申立ても可能ですということも含めて、調停はこのように進めていきますという説明はさせていただいています。

#### ○委員

更なる情報提供としてどのようなことが必要かということでしたら、ある程度の情動的なものは出ているのではないかなというような印象は受けています。

#### ○委員

行政においても、離婚の相談とかも受けることがあるのですが、やはり先ほどのお話のように、子供さんのことを考えないで、お母さんが、自分が嫌だから別れるという事例が多くなっています。私たちは、解決する立場ではなく、つなぎ役として相談には乗りますけれども、母子家庭がとても増えていて、福祉がしっかりしておりますので、家庭生活はうまく回っていますけれども、だんだん年を重ねて、子供さんが出ちゃった後に、ひとりになったら寂しいからねということで、今は引きとめる努力もしております。

#### ○委員長

昔は、調停で離婚するという場合でも、親権者をどちらにするかという争いは、そんなに先鋭な争いはなかったですし、養育費をどうするかなどというのは余りなかったとは思いますが、家族のありようが変わり、少子化ということもあり、特にこの4、5年、裁判所の認識としては子供の問題はかなり重要だということなので、どうやって子供の問題に対処するかということの中で出てきたのが、DVDを見ていただくというやり方だとは思いますが。

#### ○委員

文字どおり提供なので、こっちから、どのように、いい球を投げるかというようなことで、媒体としてDVDを有効に活用すれば確かに分かりやすい内容でありかなと思ったのですが、一方で、当事者の方が自ら主体的にというあたりに、いい球をどういうふうにしたらより届きやすくなるか考えたのですが、例えば、これを調停にかかわる全員に、必ずこのDVDを見なさいとって見させることは、ちょっと、強制力が余り出し過ぎると、かえって反発も受けるかなと思いま

した。かなり個別性も高くはなると思うんですが、何か構造的に、こんな使い方をしたらうまくいくとか、こんな場面で活用したらうまくいくとか、何かそういう系統立った工夫みたいのが見えてくると、DVDをより生かしやすくなると考えたのですが。

#### ○委員長

必修というところまではともかくとして、やっぱり見ていただいてという形に持っていけるのが一番いいとは思っています。物理的な制約がありますが、先ほど見ていただいたDVDには総論と各論がありますので、それぞれの当事者のお子さんの年代に応じて各論を見ていただいたり、うまく組み合わせたりすることができれば、一番いいのかなと思います。

#### ○委員

このDVDを見て、素直に納得できるご夫婦の方は、そもそも離婚でもめることはないのかなと最初は感じましたが、離婚の原因もいろいろありますので、基本的には手続のラインでこのDVDを見ていただいて、少しでも気持ちが変わるといのは、とても大事なことだと思いました。ただ、気持ちが高ぶっている中でご覧になっても、すぐに落とし込めないところもあると思いますので、年代別の事例があれば、そのご夫婦に合ったお子さんの事例を分かりやすいリーフレットにするとか、若い年代のご夫婦が多いのであれば、DVDの内容をアニメや漫画で分かりやすくまとめたものを作って、持って帰っていただくとか、何か家に帰っても気づいてもらえるような違う媒体を利用されるのも、一つの方法ではないかと思いました。

情報提供や広報啓発は行政としても非常に難しく、幾らリーフレットを作っても、なかなか情報が届かなかつたりと、難しいところもあるのですが、様々な角度で働きかけるということも、一つの手なのかなと思います。

一つ質問ですが、精神的に不安定なご夫婦の場合に、裁判所のほうでカウンセリングとかをされる場合もあるのでしょうか。

#### ○説明者

情緒の混乱が見られるなど心理的に著しく不安定な当事者に対しては、緊張を緩和させ、混乱を鎮静化させるように、調査官がカウンセリングの知見や技法を活用した面接を実施して、主体的・理性的に問題解決が図れるような状態になるよう働き掛けを行っていますが、カウンセリングという治療的な要素が出てくる

と、司法機関である裁判所がやるのは問題だということもあって、役割としては調停の導入を限定的に行っているというのが実情であると思います。

親御さんへの働きかけというのは、10年くらい前から全国の裁判所で行っています。各庁でいろいろ工夫をして、一律これを見てもらうというやり方をやっているところもありますし、個別に調査官が見せながら、その当事者の反応を見ながら、いろいろ働きかけているというようなこともやっています。ただ、前橋家裁も家事担当の調査官が本庁ですと4人しかおりませんので、全部のことに個別にやるというのは難しいということもあって、裁判所で方法を検討しているという段階です。

#### ○委員

個人的な感想としては、非常にDVDはぐっと心に刺さりました。ああ、なるほどなということも分かりましたし、非常に使えるというか、使っていただきたいDVDだと個人的には考えました。ただ、皆さんのご意見にも出ましたように、やっぱりうまく使えるかどうかの問題で、一つは、もっと外で使ってもらえるような工夫をしてもいいのかなと思います。裁判員制度を広報しているときに、出張講義だとかをやりながら、いろんな地域の、いろんな集まりのところにも顔を出させていただいて、そこでDVDも上映して見ていただいたという経験があります。先ほどお話のあった、行政の方々のところに離婚の相談に来られた方にお見せするような機会も可能かと思います。報道関係の方も問題意識を持たれているようですので、これから、外でDVDを使っただけのような機会が組めればと考えました。

それともう一つ、やはりDVDなので、見てもらわなければいけない機会を作らなければいけませんから、例えば子供さんに与える影響というものを、DVDを要約した書面を作られて、一緒に入れて送られるというのも、一つの手かなと思います。その中に、「もっと詳細なDVDが家庭裁判所にありますので、ご覧になりたい方はお申し出ください。」という一言でも入れておけば、関心のある方は見せてくれというような話をされるかもしれませんし、文字だけだと味気ないということであれば、例えばDVDに出てくるような写真の一部分を張りつけて構成してみるとか、余り費用もかけられませんかでしょうか、少し工夫されれば、うまくいくのかなと感じました。

その他の情報提供の関係ですが、参考に配られた資料を読むと、やはり難し



いなと思います。資料を読むと、裁判所が難しい手続の中で、何かやってくれるのかなという期待を人は持つんだろうなと思います。ただ、裁判所が説明している、主体的に話し合いを行って、自分たちで合意をするんだ、調停手続はそういうものなんだということが本当に伝わるのかなというのは、若干疑問に感じました。ですから、概要のところ、もう少しかみ砕いて、“これは話し合いがこじれたあなた方にとって、もう一度話し合いをする機会なんだ”ということが分かるような書きぶりにすべきなのかなと思います。そうした上で、そちらに向かったための具体的な情報提供をしていくと、我々が与える情報はそういうものなんですということを理解してもらうためにも、そこをもっとクローズアップするなりして書かれた方がいいんじゃないのかなと感じました。

#### ○委員長

裁判所としては当たり前の文章ではありますが、確かに初めて裁判所に足を踏み入れた方にとっては、なかなか読みにくい文章かもしれません。貴重な意見、ありがとうございます。

あと、情報提供ということで、当事者立ち会いの上での手続の説明と、資料の共有化という話をさせていただきましたが、例えば婚姻費用の問題で、収入資料として源泉徴収票を出してもらい、相手方にも渡そうとかという場合に、個人情報扱いという非常にデリケートな問題がありますが、そういった秘匿情報の取扱いの関係の概要等、逆に情報を提供しないという場合に、どのようにしてやっているのかの説明をお願いします。

#### ○説明者

例えばDVなどが理由で住所などを秘匿しているような方に、源泉徴収票を提出していただく場合には、住所など相手の方に知られたくない情報についてはマスキング、黒塗りをして、相手の方に見せてもいいような状態にした上での提出をお願いしています。黒塗りでは対応できない書類については、非開示の希望に関する申出書を付けてお出しいただいています。その場合には、相手の方へは交付せずに、相手の方から、その記録を見たいとか、コピーをしたいというような申出があった場合に、裁判官が許可するかどうかが判断することになります。秘匿を希望している情報が住所の場合には、原則として、相手の方へは開示しないという取扱いをしております。

#### ○委員長

最近の傾向としては、昔は隠さないのが当たり前の情報を、今は隠さなかったことによって、とんでもないことが起きかねないという時代ですので、できるだけ資料を共通化したほうが良いという反面、秘匿の配慮もしなければいけないというような状況です。

ほかに、御意見等が特にないようであれば、このテーマについては以上としたいと思います。いろいろ貴重なご感想、ご意見をいただき、ありがとうございました。

DVDについては比較的評判がよかったというふうに思っておりますが、本日の御意見等を参考に、DVDをどう活用するかや、分かりやすい情報提供の仕方について考えてまいりたいと思います。

(5) 次回期日等について

(6) 閉会のことば